

茨城労働局発表  
平成 29 年 5 月 30 日

【照会先】  
茨城労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 小室 順  
課長補佐 大津 徳男  
地方労働衛生専門官 立原 昇  
(直通電話)029(224)6215

## 職場での熱中症予防対策について

### ～「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中～

今年の夏も、気温が昨年並みか平年より高くなるが見込まれ、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されます。

このため、厚生労働省では、5月から9月までをキャンペーン期間、7月を重点取組期間とする「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」による熱中症予防対策の周知・徹底を呼び掛けています。

茨城労働局（局長 西井 裕樹）では、暑さが本格化する時期に先立ち、災害発生頻度の高い建設業や製造業の作業を中心に、県内8会場で開催される全国安全週間準備打合せ会（6月2日～9日）において、本キャンペーン実施要綱による熱中症予防対策の徹底を要請するほか、労働災害防止団体、事業者団体を通じてパンフレットを配布し、幅広く熱中症予防対策の周知を図る取り組みを実施します。

記

### 1 茨城県内の熱中症発生状況 （資料No.1）

茨城県内における熱中症による労働災害は、平成28年は4日以上休業災害が10人と、前年の13人と比較して3人減少したものの、平成20年以降、毎年、熱中症による休業4日以上労働災害が発生しており、平成26年には最も多い30人の死傷災害が発生し、うち1人が死亡しています。

## 2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」 （資料No.2）

## 3 職場での熱中症予防対策について （資料No.3）

### 【 作業環境管理 】

#### ○ WBGT値（暑さ指数）の低減等

WBGT値（暑さ指数）が基準値を超えることが予想される場合には、直射日光や照り返しを遮ることができる簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置に努めてください。

また、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する場合には、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意してください。

#### ○ 休憩場所の整備等

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所（臥床することのできる広さ。）又は日陰等の涼しい休憩場所の確保に努めてください。

また、休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けるほか、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等を備付けるよう努めてください。

### 【 作業管理 】

#### ○ 作業時間の短縮等

夏期の暑熱環境下においては、作業の中止や、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等に配慮した作業計画について、あらかじめ、検討及び策定を行ってください。

また、WBGT 基準値を大幅に超える場所での作業については、原則として作業を中止し、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行わせてください。

- ・単独作業を控え、休憩時間を長めに設定すること。
- ・作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認すること。

#### ○ 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くしてください。

また、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断した後も、熱への順化が必要ですが、熱への順化ができていない場合には、作業時間の短縮等に留意して、作業を行わせてください。

#### ○ 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業

中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ってください。

○ **服装等**

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの透湿性及び通気性の良い服装又は、これらの機能を持つ身体を冷却する服等を着用させてください。

また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子（クールヘルメット）等を着用させてください。

【 **健康管理** 】

○ **健康診断結果に基づく対応等**

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の疾病を有する作業者については、医師等の意見を踏まえ配慮を行ってください。

○ **日常の健康管理等**

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて教育を行うとともに、必要に応じて作業の配置換え等を行ってください。

○ **労働者の健康状態の確認**

作業開始前や作業中の巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認してください。

また、複数の労働者による作業においては、労働者同士がお互いの健康状態に注意するように指導してください。

(用語の説明)

○ **熱中症：**

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

○ **WBGT (Wet-bulb Globe Temperature) 値：**

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値で蒸し暑さを分りやすく表した数値です。

○ **熱への順化期間：**

熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間です。